

改正	平成6年3月15日	海区漁業調整委員会告示6第1号
	平成11年4月9日	海区漁業調整委員会告示11第1号
	平成14年8月2日	海区漁業調整委員会告示14第1号
	平成15年5月2日	海区漁業調整委員会告示15第2号
	平成17年3月31日	海区漁業調整委員会告示第2号
	平成18年3月31日	海区漁業調整委員会告示第1号
	令和4年2月25日	海区漁業調整委員会告示第1号
	令和5年6月27日	海区漁業調整委員会告示第2号

沖縄海区漁業調整委員会運営等規程を次のように定める。

沖縄海区漁業調整委員会運営等規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し漁業法（昭和24年法律第267号）及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会長等の任期)

第2条 会長及び会長の職務代理の任期は、当該委員の任期の期間とする。ただし、法第137条第2項の規定により知事が選任した会長の任期は、選任後の最初の会議の日までとする。

第2章 会議

(会議招集の通知)

第3条 会議招集の通知は、会議開催の日の7日前までに会議の日時、場所及び案件を通知して行なう。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(専門委員等の会議への出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議にはかり、専門委員又は利害関係人の出席を求めることができる。

(欠席の届出)

第5条 委員並びに前条の規定により会議に出席を求められた専門委員及び利害関係人は、会議に出席できないときは、当該会議の開会時刻までに会長にその旨を届け出なければならない。

(議長)

第6条 会議の議長は、会長があたる。

(専門委員等の発言の範囲)

第7条 専門委員又は利害関係人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 専門委員又は利害関係人の発言は、委員会が意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 専門委員又は利害関係人の発言が、前項の範囲をこえ、又は利害関係人に不穏当な言動があるときは、議長は、その発言を制限し又は禁止し、若しくは退場を命ずることができる。

(審議の終結)

第8条 議長は、審議が尽きたと認めるときは、審議の終結を宣告することができる。

(採決)

第9条 議長は、審議が尽きたと認めるときは、会議にはかり採決しなければならない。

2 議長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかり記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

(議事録)

第10条 議事録には、次の事項を記載し、議長及び議長があらかじめ指名した2人の委員が署名しな

なければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 出席した専門委員の氏名
- (4) 出席した利害関係人の氏名及び住所
- (5) 会議に付した案件及びその審議の経過
- (6) その他議長が必要と認める事項

第3章 会議の傍聴

(傍聴人)

第11条 会長は、会議の場所の都合により必要があると認めるときは、傍聴人のために会議の場所の一部を指定することができる。

- 2 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴人は、会議の場所において発言し、又は騒ぐ等、委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。
- 4 議長は、傍聴人が第2項の指示又は前項の行為に従わないときには、退場を命ずることができる。

第12条 議長は、会議の場所の保安上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴することができない者)

第13条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を所持する者
- (2) のぼり、旗等を携帯する者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他、議長が、特に不相当と認めた者

第4章 事務局

(事務局)

第14条 委員会に関する事務を処理するため事務局を設け、事務局に次の職を置く。

- (1) 事務局長
 - (2) 主任書記
 - (3) 書記
- 2 事務局長は、会長を補佐し、委員会の事務を処理する。
 - 3 事務局長は、沖縄県農林水産部水産課漁業管理班班長を充てる。
 - 4 主任書記及び書記は、沖縄県農林水産部水産課の職員を充てる。

(公印)

第15条 委員長及び会長の公印は、別表のとおりとする。

第5章 雑則

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、そのつど会長が、会議にはかり定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月15日海区漁業調整委員会告示6第1号)

この告示は、平成6年3月15日から施行する。

附 則 (平成11年4月9日海区漁業調整委員会告示11第1号)

この告示は、平成11年4月9日から施行する。

附 則 (平成14年8月2日海区漁業調整委員会告示14第1号)

この告示は、平成14年8月2日から施行する。

附 則 (平成15年5月2日海区漁業調整委員会告示15第2号)

この告示は、平成15年5月2日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日海区漁業調整委員会告示第2号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日海区漁業調整委員会告示第1号）
この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日海区漁業調整委員会告示第1号）
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表

番号	種類	寸法（ミリメートル）	書体	保管者	用途
1	沖縄海区漁業調整委員会之印	方24	かい書	事務局長	海区漁業調整委員会用
2	沖縄海区漁業調整委員会会長之印	方24	かい書	事務局長	海区漁業調整委員会会長用